

平成29年6月20日

報道関係者 各位

島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」の認定申請の受付開始について

現在、認定商品100点を目前に、県外のメディアでもますます注目を集めている島原スペシャルクオリティ商品の第11期となる「認定申請の受付」を開始しましたので、お知らせします。

## 1 認定の対象となる特産品について

### ◎対象となる特産品

#### ①農水産物

島原市内で生産されたもの

#### ②加工品・工芸品

市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

### ◎申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方

## 2 申請方法について

### ◎申請期限 6月29日(木)まで

### ◎申請方法

所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参

※申請書等は、しまばらブランド営業課窓口を設置又は島原市HPからダウンロード可

## 3 審査について

島原市特産品認定委員会によって認定審査会を7月4日(火)に開催予定

審査は、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価

## 4 その他

詳細については、島原市公式ホームページ「新着情報欄」に掲載

島原市HP <http://www.city.shimabara.lg.jp/>

＝添付資料＝

- ・島原市特産品認定制度にかかる特産品認定申請の募集について

有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市 島原

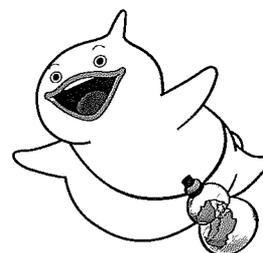


産業部 しまばらブランド営業課 (担当: 松崎)

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327

TEL 0957-68-5487 FAX 0957-68-1232

E-mail [brand@city.shimabara.lg.jp](mailto:brand@city.shimabara.lg.jp)



島原守護神 しまばらん

平成29年度 二第11期二  
島原市特産品認定制度「島原スペシャルクオリティ」にかかる  
特産品認定申請の募集について

島原市内の優れた特産品を認定し、全国に向けて情報発信、PR、販売支援等を行います。

1 認定の対象となる特産品について

対象となる特産品

- ① 農水産物： 島原市内で生産されたもの
- ② 加工品・工芸品： 市内に本社又は本店若しくは支店等を置く業者、団体若しくは市民が生産したもの

申請できる方

認定の対象となる特産品を生産・製造または販売する権利を有する方。

2 申請方法について

申請期限 平成29年6月29日(木)まで

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入の上、郵送または持参ください。

※申請書等は、しまばらブランド営業課に設置又は島原市HPからダウンロードできます。

3 審査について

(1) 事前審査

申請書の内容確認を実施します。また、必要に応じて「現地調査」や「聞き取り調査」を行いますので申請者にご協力ください。

(2) 本審査

- ・申請者は、審査会に出席し、商品説明、特に、類似商品との違いや作り手のこだわり、パッケージデザインなどについて、プレゼンテーションを行っていただきます。
- ・食品については、試食審査を行いますので、申請特産品の提供をお願いします。
- ・審査は、「独自性」、「商品性」などを総合的に評価します。
- ・本審査は平成29年7月4日に 開催予定です。詳細については申請者に後日通知します。

4 認定について

- (1) 認定期間は、約3年強です。(今回の認定期間は平成33年3月31日まで)
- (2) 認定品については、申請者に対して認定証を交付します。
- (3) 認定した特産品については、公表します。
- (4) 認定した特産品については、「認定マーク」を掲示することができます。
- (5) 認定事業所におかれましては、百貨店などにおける催事開催や販路拡大のためのセミナーの開催、清流亭における販売などをご案内いたします。

■申請・お問い合わせ先

島原市役所 しまばらブランド営業課

Tel.0957-68-5487 Fax.0957-68-1232

電子メール brand@city.shimabara.lg.jp

〒859-1492 島原市有明町大三東戊 1327 島原市役所有明庁舎

■島原スペシャルクオリティのホームページ URL <http://www.shimabara-sq.com/>